

# 厚生常任委員会

令和4年6月9日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

○奥村 容子	中川 靖広	嶋田 善行
横田 敏文	濱 眞理子	
伴 議 長		

## 2. 欠席委員

井上 卓也

## 3. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	住 民 生 活 部 長	栗本 公生
住 民 生 活 部 次 長	北 典子	福 祉 課 長	中原 潤
同 課 長 補 佐	細川 友希	子 育 て 支 援 課 長	中尾 歩美
同 課 長 補 佐	上山 泰史	健 康 対 策 課 長 補 佐	田口三十士
国 保 医 療 課 長	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	乾 裕貴	住 民 課 長	関口 修

## 4. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
-------------	-------	-------	-------

## 5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、横田委員

副委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、井上委員長から欠席の通告を受けておりますので、私が職務を代行しますので、よろしく願いたします。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

副委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名をいたします。

会議録署名委員に、嶋田委員、横田委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いたします。

本日本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

1. 付託議案、（1）議案第27号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長

おはようございます。それでは、議案第27号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

（ 議案書朗読 ）

子育て支

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせ

援課長

ていただき、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例要旨をご覧くださいませでしょうか。今回の条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。法定代理受領の場合の手続きの簡素化であります。

特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園もしくは特別支援学校又はそれらの施設の預かり保育の利用に関して、特定子ども・子育て支援提供者が町から施設等利用費の支払いを受ける、いわゆる法定代理受領の場合については、事務負担を軽減するため、特定子ども・子育て支援提供者から町及び認定保護者に対し、保育を提供した日数、時間を証明する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とするものです。

最後に、施行期日ではありますが、公布の日から施行いたします。また、改正後の規定は、令和4年4月1日以後に行われる特定子ども・子育て支援について適用し、同日前に行われた特定子ども・子育て支援については、なお従前の例によります。

以上、議案第27号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

副委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

( な し )

副委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

副委員長 異議なしと認めます。よって、議案第27号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、ごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会についてであります。先月26日に奈良市役所におきまして、第9回目となります奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する合同勉強会実務者会合が開催をされました。実務者会合の内容としましては、令和3年11月の当委員会においてご報告をさせていただきました、本町と奈良市の1市1町による施設建設費及び施設運営費の1市1町のごみ量割りによるシミュレーション金額について、奈良市が考えておられる令和8年度からの新施設建設開始から、令和12年度の新施設稼働、そして新施設稼働10年後であります令和22年までの15年間における、各年度の斑鳩町の負担額の推移及び斑鳩町が現在の民間処理を継続した場合の処理費の推移をグラフ化され、その内容について説明をされました。

奈良市の説明では、新施設建設開始年度であります令和8年度から、新施設稼働開始年度であります令和12年度までは、本町の施設建設費負担額であります約2億9千万円を4年で負担するとした場合、年間約7,200万円が、現在の民間処理にかかる費用に加算されますことから費用負担は大きくなりますが、新施設稼働後は、運営費負担が年間約3,700万円となりますことから、費用負担が年々減少し、新施設稼働4年後となります令和16年度に、広域化処理によるメリットが生まれてくるとの説明がございました。

しかしながら、以前にもご報告させていただきましたが、今回、提示されました費用負担についても、前回示された内容と何ら変わりなく、本町が求めて

おります現実的な判断材料となるものではないものであります。また、奈良市から現状の事務状況について数点報告があったところであります。

次に、令和3年度の廃棄物、資源物の排出量などがまとまりましたので、資料1により、ご報告させていただきます。資料1の1ページから3ページにかけて、ごみ排出量の種類別、月別比較といたしまして、1ページ目では家庭系廃棄物、2ページ目では家庭系資源物、3ページ目では事業系廃棄物の区分での比較を表しております。まず、1ページの家庭系廃棄物につきましては、令和3年度では、可燃ごみのみが前年度比較107.4%と、令和2年度の排出量を上回っており、全体量は約135t増加の約3,162t、率でいいますと4.5%の増加となっております。

次に、2ページ目の家庭系資源物であります。資源化处理するために回収いたしました7種別のうち、3段目のその他プラスチック類のみが、令和2年度より排出量が増加しており、家庭系資源物全体量では、約14t減少の約1,878t、率でいいますと0.8%の減少となっております。そして、家庭系廃棄物と家庭系資源物を合わせました、家庭系全体の排出量としましては、令和2年度に比べ2.5%増加の約5,040tとなったところであります。家庭系廃棄物であります可燃ごみ及び家庭系資源物でありますその他プラスチック類の増加の要因といたしましては、コロナ禍の状況から、家庭で過ごす時間の増加による、家庭での飲食機会の増加によるものではないかというふうに考えております。次に、3ページの事業系廃棄物につきましては、事業活動の平準化等により、事業系可燃ごみの増加により、令和2年度と比較しまして、約1.1%、排出量にして約17t増加の約1,543tとなったところです。

以上から、令和3年度の家庭系、事業系を合わせました総排出量は、約6,584tとなっており、令和2年度に比べ、約2.1%の約138tの増という結果となっております。

次に、資料4ページでございますが、住民1人1日あたりのごみ排出量の推移及びごみ資源化率の推移をつけさせていただいております。まず、上段の住民1人1日あたりのごみ排出量の推移であります。令和3年度の住民1人1日あたりのごみ排出量は729gとなったところであります。令和2年度に比べ16gの増となり、総排出量の増加によるものとなっております。ちなみ

に、奈良県や全国と比較いたしますと、現時点では、奈良県や国のデータは令和2年度までしか公表されておられませんので、令和2年度の数値との比較となりますが、奈良県民1人1日あたりでは883g、国民1人1日あたりでは、901gの排出量となっております。

次に、下段のごみ資源化率につきましては、令和3年度、本町の資源化率は、1.1ポイント減の55.7%となっております。こちらも令和2年度の数値となりますが、奈良県の市町村平均資源化率は15.8%、全国の市町村平均資源化率は、20%となっており、本町におきましては、高い数値で推移しているところであります。

今後につきましても、ごみの発生抑制、再利用のツールールの推進や食品ロスの削減、事業系ごみの排出量の削減を進めますとともに、出たごみは可能な限り資源化処理を行うことで、資源化率を高め、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

副委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
横田委員。

横田委員 合同勉強会で当町が要求する判断基準との数値ですね、これいつごろ示されるのか、わかりますか。

副委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 現在のところ、当町が求める現実的な数値について奈良市がいつ示されるかどうかは不明なところでございます。

横田委員 わかりました。

副委員長 濱委員。

濱委員 続きみたいですが、そのタイムリミットというか、どこで斑鳩町の態度を、定かなものを、そういうのっていうのは、奈良市の行われる新しい焼却場つくったりとかするっていうのとかみ合わせて、いつなんですか。

副委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 奈良市は、一応先ほどご説明させていただきましたけれども、令和8年度から新施設建設を予定されております。スケジュール感で言えば早急にそういった枠組みを確定する必要があるかというふうには考えておりますけれども、いつまでということで奈良市から現在そういったお話はないところです。

濱委員 奈良市からはないということですが、斑鳩としてはそれを待つしかないんですか。斑鳩から一緒にやりますとか、その辺のところはどうなんですか。

副委員長 加藤副町長。

副町長 先ほど課長申しあげましたように、判断基準のリミットということになりますと、奈良市さんのほうが枠組みを固めて、進めていくと判断されたときになりますので、基本的には私どものほうは協議できる場があれば、具体的に数字が見えるまでは協議をさせていただきたいと考えておりますけれども、その辺のタイミングは奈良市さんの状況になってくると思います。

副委員長 ほかにございませんか。

( な し )

副委員長 これをもって、質疑を終結します。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申しあげます。

はじめに、本補正予算に計上しました新型コロナウイルス感染症に対する斑鳩町独自の支援策についてです。恐れ入りますが、資料2 令和4年度新型コロナウイルス感染症に対する斑鳩町独自の支援策(6月補正分)をご覧ください。本支援策は、新型コロナウイルス感染症による住民生活や経済への影響が長引くなか、原油価格や物価が高騰し、日常生活や事業活動にさらなる影響を及ぼしていることから、住民の生活を守るため、住民生活への支援、自宅療養者等への支援、役場等業務継続のための感染症対策の観点から、町独自の支援策の実施に取り組むものです。1の取組みの内容についてです。2ページをお願いします。住民生活部が所管する取り組みですが、(4)の遠足や修学旅行などの取消料等の支援として、町立保育園の園外保育が感染者の発生などにより、やむを得ず中止となった場合、発生するキャンセル料等を町が支援するもので、事業費は19万6千円となっています。次に(5)の新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する医療支援の強化として、自宅療養者等に迅速かつ円滑にオンライン診療や往診を受けていただけるよう、生駒地区医師会と生駒郡4町で、生駒郡新型コロナサポートセンター等を開設し、医療支援を強化するもので、事業費は10万円となっています。3ページにお移りいただきまして、(8)役場等業務継続のための感染症対策として、職員が業務を行うにあたり、必要となる対面での会議等を再開、維持していくため、役場庁舎などの会議室等における感染症対策を強化することを目的に、空気清浄機を購入するもので、保育園、生き生きプラザ斑鳩に設置します。

続きまして、本補正予算の内容につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算の補正です。第16款 県支出金、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金で、町内事業者から申し出のありました小規模多機能型居宅介護

事業所の整備が県補助金の内示を受けましたことから、地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金3,360万円の増額をお願いするものです。

9ページをお願いします。続きまして、歳出予算の補正についてです。第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第3目 老人福祉費で、歳入で申しあげました町内事業者に対する地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金3,360万円の増額をお願いするものです。次に、第10目 総合保健福祉会館管理運営費では、業務継続のための感染症対策として、空気清浄機を購入することから79万2千円の増額をお願いするものであります。10ページをお願いいたします。第2項 児童福祉費では、第2目 保育園費で、業務継続のための感染症対策として、空気清浄機を購入することから、第17節 備品購入費で、48万4千円の増額、また園外保育のキャンセル料等の支援として、第18節 負担金補助及び交付金で19万6千円の増額をお願いするものであります。次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、自宅療養者等に対する医療支援の強化として、生駒郡新型コロナサポートセンター運営負担金10万円の増額をお願いするものであります。

以上、議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

副委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
横田委員。

横田委員 資料2の2ページ目、(4)の保育園の取消料ですね、この計算根拠はどんな感じなんですか。

副委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 こちらにつきましてはバス代の2分の1をキャンセル料として、当日キャンセルになった場合、そのキャンセル料を予算計上しておりまして、たつた保育園のほうが6万5千円の2台の2分の1、あわ保育園が9万200円の3台の

2分の1で合計19万6千円となっております。

副委員長 他にございませんか。 濱委員。

濱委員 空気清浄機のことですけれども、ここの関連では生き生きプラザと保育園ということですが、全体の表もここにありますが、場所によっていろんな機種であったりとか性能の小さいとか大きいとかいろいろあると思うんですが、それは決まったというか参考にされているっていうか、この広さでこういう施設だったら、どういった機種のものがいいとか、そんなようなことで値段にはばらつきがあるんでしょうか。それから、どういうような、例えば空気清浄機でも家庭内で使うのなんかはひとつ独立して置いてあって、そこですけれども、外との換気をするとか、いろんな機種、何か決まって機種選定みたいなものはどんなふうになっているんでしょうか。

副委員長 西巻総務部長。

総務部長 ただいま、委員のご質問ですが、まずはじめに、いわゆる広さによって機種がどのようになっているのかということなんですけれども、それは各広さに応じた適正な機能といいますか、能力といいますか、そういったものもあわせたものをそれぞれ置くようにしておりますので、例えば大きなところでしたら、大きな容量のあるものということで思っただけならばということと、もうひとつ、どういったものというか、そういったものでお答えさせていただきますと、いわゆる家庭で置いておられるようなやつもございますので、そういったものをイメージさせていただいて、会議室に置くものですので、室内でそういったものを置くと、外部といわゆる接続してというものではなくて、室内の空気清浄を行う、そういった機能のものを設置させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

濱委員 選定というのは各施設にお任せなんですか、それとも町でどなたかよくわかっての方がするとかそういうようなこと、どうですか。

副委員長

西巻総務部長。

総務部長

機種を選定にあたりましては、これまでから各施設のほうでこういったものを購入しておりますので、それを参考にしながら、いわゆる一括して発注したほうが安くなりますので、入札でそれを調達していきたいなというふうな感じで進めているところでございます。以上です。

副委員長

中川委員。

中川委員

県の補助金、3,360、町内事業所っていう説明やったけど、どこの事業所なんやろ。

副委員長

中原福祉課長。

福祉課長

事業所名は社会福祉法人白鳳会様、今、県道のほう、特別養護老人ホームを運営されている事業所でございます。

中川委員

ということは、また新たに増設しはるんかな。

福祉課長

この小規模多機能型居宅介護事業所というのは、在宅のサービス、そう大きくない小規模な事業所になるんですけども、現在の特別養護老人ホームのあの敷地内でされるという形になります。

副委員長

他にございませんか。

( な し )

副委員長

議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、(2)新型コロナウイルスワクチン追加(4回目)接種について、理

事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活  
部次長

それでは、健康対策課から新型コロナウイルスワクチン追加（４回目）接種について、ご報告させていただきます。

４回目の追加接種につきましては、３回目接種から５か月が経過した、６０歳以上の方、及び、１８歳以上６０歳未満の方のうち基礎疾患を有する方、その他、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方が対象となります。集団接種日程につきましては、令和４年７月１６日土曜日から開始し、令和４年７月から８月にかけての土曜、日曜日の１０日間と、木曜日の３日間の、計１３日間を予定しております。個別接種につきましても、引き続き、実施してまいります。

次に、予約方法ですが、ご自身で場所と日時を選んでいただけるLINE及びWebでの方法、または、接種券に同封いたしましたハガキを町に返信していただき、後日、町にて日程を調整し、日程案内文書でお知らせする方法があり、どちらかの方法を選んでいただくことになります。

最後に、接種券につきましては、３回目接種日から５か月を経過された方から順次発送を予定しており、令和４年２月末までに接種された方につきましては、昨日、接種券を発送させていただきました。

以上で、新型コロナウイルスワクチン追加（４回目）接種についてのご報告とさせていただきます。

副委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員。

中川委員

前回の委員会でファイザー、モデルナどちらを希望しますかという確認は取りませんということやって、その予定表というんか、日にちに、例えば１６日はファイザーですよ、何日はモデルナですよということをお知らせするように入れると言わはったけど、それはどの時点でわかるんやろ。今、わかっているんかな。

副委員長

北住民生活部次長。

住民生活  
部次長 LINE及びWebのほうの日程のところはこの日はファイザーのワクチン  
ですというような表示をさせていただき予定としておりまして、この予約の受  
付を6月15日から開始したいと考えております。今、7月のファイザーの予  
定をしておりますのが、7月の16日の土曜日と、21日の木曜日、31日の  
日曜日を7月はファイザーとして予定しております。

中川委員 そないして示してもらえるのは受ける側からしたらありがたいねんけど、そ  
の3日間に集中してね、モデルナの日ゼロとかやったらその時の対応とか考え  
てはるんかな。

住民生活  
部次長 今、やはりモデルナの前の状況を見てますと、人気がないというところも  
あるんですけども、まず、個別接種はファイザーで進めていきたいと考えて  
おります。あとモデルナのほうが前回もモデルナを受けている方もいらっしや  
いますので、そういったところでモデルナを希望される方にはそちらのほうで  
接種していただきたいというふうには考えております。

中川委員 ちなみに今まで3回打ってますわな、それでファイザーとモデルナの割合っ  
てどうなってるんやろ。

住民生活  
部次長 今まで3回目の接種の中で、ファイザーが8割、モデルナが2割という状況  
です。

中川委員 購入っていうんかな、受け入れしているのはそういう割合で入れてるの、今  
も。だいたいファイザーが8割、モデルナが2割ぐらいで入れてはるのかな。

住民生活  
部次長 国からの配分が、やはりファイザーがかなり少ない状況になっておりますの  
で、できるだけファイザーを多くというふうなことでは要望しておりますけれ  
ども、国から県に介してというなかで、それぞれ降りてくる配分はやはりファ  
イザーは少ない状況になっております。

中川委員 4回目接種で、個別接種も始まっていく中で、うまいことスムーズに回るのかな、なんかトラブルみたいなことは起こらへんのかな。それは次長から見ていたら大丈夫そうですか。

住民生活部次長 一応、斑鳩のほうで、今4回目接種をするにあたりまして、ファイザーは約4割準備ができています。他の他市町村に比べますと、その割合はまだ斑鳩としては、量的には多いふうになってますので、そのあたりは、みなさんにも、ファイザーを利用される方が集団ではなくて個別接種のほうに行かれるという可能性もありますけども、なるべく混乱がないようにご案内させていただきながら進められたらというふうに考えております。

中川委員 数字的にファイザーが8割やって、今4割やから、半分、今の時点で足らんような状態やもんね。そやから3回ファイザー打った人、モデルナで理解してもらえようね、安心してモデルナでも大丈夫ですよというようなPRも必要なんかなとか思うねんけど、またそこら、またご苦労かけますけど、混乱のないようによろしく願いしておきます。

副委員長 ほかにございませんか。

( な し )

副委員長 次に、(3)新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する医療支援の強化について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活部次長 それでは、健康対策課から、令和4年5月26日付けでお知らせをさせていただきました、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する医療支援の強化について、改めてご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、感染拡大が懸念された大型連休以降も、奈良県内の陽性者数は1日300人程度で、明らかな増加傾向はみられない状況ではありますが、感染力の高いオミクロン株BA.2系統への置き換えりによ

り、感染再拡大が起こりうることも懸念されています。

こういった状況の中、感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症で自宅療養されている人等に対して、生駒地区医師会と生駒郡4町が協力し、迅速かつ円滑にオンライン診療や往診を受けていただけるよう医療支援の充実をはかるため、令和4年5月27日に、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する医療支援強化学業の発足式を行ったところです。事業の流れといたしましては、町内在住の6歳以上の新型コロナウイルス感染症患者が、郡山保健所の受診相談において、自宅でオンライン診療及び往診を希望された場合で、必要と判断された場合、生駒郡内に設置した、生駒郡新型コロナサポートセンターを案内いただきます。その後、患者自身から連絡を受けたサポートセンターは、聞き取りを行い、生駒地区医師会内に設置された、新型コロナ感染症対策本部に診察を依頼し、対策本部で協力医に連絡をし、オンライン診療や往診を行うこととなります。実施日時は平日の9時～17時までの受付で、事業の開始は、令和4年6月1日から実施しております。本事業は、郡山保健所において、新型コロナウイルス感染症に関する相談をされる中で、医療が必要な方への医療支援等を行うために実施するものでありますことから、サポートセンターの連絡先は非公表とさせていただきます。

以上で、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する医療支援の強化についてのご報告とさせていただきます。

副委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 6月1日からもう実施してはるねんけど、前回の委員会ではまだ決まっていなかったのかな。

副委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 生駒地区医師会から、こういった感染状況によって、早急に進めたほうがいいのではないかとというふうなご意見をいただきまして、それで早急に進めてい

った状況でして、6月1日からのできるだけ早くに対応したほうがいいということで今回の報告にさせていただいた状況になっております。

中川委員　そやからね、前回の委員会では何も決まっていなかったんかなっていう質問です。ねんけど、27日に発足式してはりますやんか。その時前回の委員会の時点ではどんな状態やったんかなということをお聞きしているんですけどもね。

副委員長　栗本住民生活部長。

住民生活部長　前回の委員会の時点では、生駒地区医師会とのやり取りはしてましたけども、発表できるような内容までは至っておりませんでしたので、報告はさせていただかなかったということでご理解いただきたいと思います。

副委員長　他にございませんか。

( な し )

副委員長　次に、(4)ヤングケアラー支援に向けた検討会議の設置について、理事者の報告を求めます。中尾子育て支援課長。

子育て支援課長　各課報告事項(4)ヤングケアラー支援に向けた検討会議の設置について、ご報告させていただきます。

資料5をご覧ください。ひとつ目に、目的でございます。ヤングケアラーとは、一般的に、家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

子どもたちが年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、守られるべき子ども自身の権利を侵害され、本人の育ちや教育に及ぼす影響が課題となっておりますが、ヤングケアラーに関する認知度が低く、本人や家族に支援が必要であるという自覚がないといった理由から、支援が必要な状況にあっても、それが表面化しにくいという状況にあります。このことから、関

係機関による検討会議を立ち上げ、ヤングケアラーの早期発見と必要な支援へとつなげるための具体的方策を検討してまいります。

2つ目に、検討事項でございます。ヤングケアラーへの支援におきましては、ヤングケアラーであることを発見すること、本人、家族の意向に応じた支援に結び付けることが重要となってまいります。このことから、本町におけるヤングケアラーの実態調査を行うとともに、関係機関がヤングケアラーについての共通認識を持ち、円滑な支援に結び付けていくためのマニュアルの作成を行ってまいります。3つ目に、会議の構成でございます。子育て支援課内に設置しております子ども家庭総合支援拠点が事務局となり、住民生活部福祉課、健康対策課、子育て支援課、教育委員会事務局総務課、生涯学習課で検討会議を行ってまいります。最後に、今後のスケジュールでございます。6月下旬に第1回検討会議を開催し、10月頃までに、随時、検討会議を開催、アンケート調査や支援マニュアルの内容について協議を行ってまいります。11月に、支援マニュアル（案）を部長会に提出、12月に、支援マニュアル（案）の内容につきまして、厚生常任委員会に報告させていただき、令和5年1月から運用を開始してまいりたいと考えております。

以上、ヤングケアラー支援に向けた検討会議の設置についての報告とさせていただきます。

副委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

副委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。  
中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 子育て支援課より、1点報告がございます。  
斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備計画についてでございます。  
斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備につきましては、令和4年3月22日付で、社会福祉法人檸檬会と斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども

園設置及び運営に関する協定書を締結し、現在、具体的な施設整備計画について協議を行っているところであります。この協議におきまして、昨今の社会情勢が影響し、建設資材の価格が急騰しており、今後さらなる高騰が見込まれる中、法人側から設計の見直し等の提案があり、現在、様々な角度から検討を行っているところであります。今後、整備計画の協議が整い次第、追ってご報告させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、本年2月16日に開催されました本委員会におきまして、(仮称)レイモンド斑鳩西こども園としておりました、認定こども園の名称につきましては、レイモンド斑鳩こども園に決定しておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

以上、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園の整備計画についての報告とさせていただきます。

副委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
濱委員。

濱委員 建設資材の不足というのは、ここに限らず全国、世界中であることですが、スタート時点というのは、もうすでに定められておりますでしょ。営業を始めるというか、だから他の、例えばマルシェだったら期限を後に延ばしたりということですが、この場合はなくて、必ずその時にはスタートできるようにというふうに進められるわけですね。

副委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 令和6年4月の開園というのは、ずらすことなく、この建設資材の高騰に対応できるようにということで、見直しを今検討しているところでございます。

副委員長 他にございませんか。

( な し )

副委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。  
次に、4. その他について各委員から質疑、ご意見があればお受けします。

( な し )

副委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
次に、継続審査について、お諮りいたします。  
お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を  
要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

副委員長 異議なしと認めます。  
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろ  
しくお取り計らいをお願いいたします。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただき  
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

副委員長 異議なしと認めます。  
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。  
中西町長。

( 町長挨拶 )

副委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会します。  
お疲れさまでした。

( 午前9時45分 閉会 )